

佐賀県告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十四年九月十一日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域
唐津市 養母田	川原谷一（二〇二・〇四九） 下の谷川二（二〇二・〇五三・一） 下の谷川三（二〇二・〇五三・三） 鬼塚二（二〇二・〇二八）	土石流	次の図のとおり
唐津市 相知町 中山	大谷川七（三八四・〇五〇）		
唐津市 相知町 千束	太郎丸川一（三八四・〇五三） 太郎丸川三（三八四・〇五五） 花降川一（三八四・〇五七） 花降川三（三八四・〇六一）		
唐津市 相知町 横枕	六反田川一（三八四・〇五八） 六反田川二（三八四・〇五九）		

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）